

2017年(平成29年)6月1日(木)

AV出演者に輸入。ピル

事務所社長、2人に違法譲渡か

アダルトビデオ(AV)出演をめくり、東京都内のプロダクションが、所属していた当時未成年の女性2人に外国から輸入した低用量ピル(経口避妊薬)を飲ませていたと、女性が朝日新聞の取材に証言した。ピルは医師の処方箋が必要な医薬品で、医薬品医療機器法(旧薬事法)に抵触する

可能性がある。プロダクション社長は朝日新聞の取材に「ピルはネットで購入したもの。欲しいと言われたので渡した」と話した。法に触れる可能性があることの認識については「全然なかった。よかれと思って(あげた)」としている。女性は関東在住の学生

(20)と社会人(19)。それぞれ別々にプロダクションと接点を持ち、社長から昨年、「胸が大きくなる」「肌もきれいに」などと言われ、ピルを勧められたという。飲み始めてから2人とも数日間、不正出血を起こした。学生がマネージャー役にLINEで問い合わせると「気にせず飲み続けて

もらえれば大丈夫!」と返信があり、体調が良くないと訴えても「慣れたら副作用少ないよ!」と言われたという。

ウイミンス・ウェルネス

銀座クリニック院長で産婦人科医の対馬ルリ子さんは「医師の診察を経て処方し、使用後も不正出血や体調不良の理由の説明を受けられてこそ、ピルは安全、安心に使用できる。無知につけ込むやり方で、女性の健康の権利を侵害している」と指摘する。厚生労働省によると、医薬品医療機器法は自己使用

目的での一部医薬品の個人輸入を認めているが、第三者への譲渡は禁じている。今回のケースについて担当者は一法違反の可能性がある一としている。

女性2人は出演を通じ、

性感染症であるクラミジアなどにもなったという。この際、社長から外国産の固形薬と軟膏(かたご)を使って直接処方された、とも証言する。六本木の「赤ひげ先生」と呼ばれる医師で自民党衆院議員の赤枝恒雄さんは「クラミジアで卵管炎を起こすと、不妊症になることもある。社長がやっている行為は、医師法違反の疑いがある」と話す。

社長は固形薬と軟膏を渡したことは認めたが、直接処方したことについては「そんな行為はしない」と否定している。AV被害者の支援に取り組む人身取引被害者サポートセンター「ライトハウス」によると、プロダクションからピルを飲まされたと訴える相談者は10人以上にのぼる。中には未成年もいて、海外のピルと認識していたケースもあり、複数のプロダクションに及んでいるという。(高野真吾)